

西東京市民マップ広告掲載に係る事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、西東京市広告掲載要綱（平成18年12月26日付18西企企第265号市長決裁。以下「要綱」という。）及び西東京市広告掲載基準（平成18年12月27日付18西企企第272号企画部長決裁。以下「基準」という。）第3に基づき、西東京市民マップ（以下「市民マップ」という。）に掲載する有料広告（以下「広告」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 掲載できる広告の範囲

掲載できる広告の範囲は、要綱第3並びに基準第4及び第5に基づくものとする。

第3 位置及び枠数

広告の掲載位置及び件数は次のとおりとする。

- (1) 広告の掲載位置は、地図が掲載されている面の上部とする。
- (2) 件数は、5枠とする。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広告の掲載位置及び件数について必要な事項は、市長が別に定める。

第4 規格等

広告の規格及びデザインは、次のとおりとする。

- (1) 広告のサイズは、1枠当たり縦5.0センチメートル以内、横7.5センチメートル以内とする。
- (2) 広告のデザイン、色彩等は、市民マップの利用者が広告を市民マップの一部であるかのように誤解するおそれがないものとし、かつ、市のイメージを損なわないものとする。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広告の規格及びデザインについて必要な事項は、市長が別に定める。

第5 印刷部数

市民マップの印刷部数は、市長が別に定める。

第6 広告の掲載料

広告の掲載料は、1枠当たり15,000円とする。

第7 募集

広告の募集は、西東京市ホームページ及び市の広報紙により行う。

第8 広告の掲載の申込み

広告の掲載の希望者は、西東京市民マップ広告掲載申込書に、会社概要、会社の登記簿謄本の写し、業種に分かる書類、広告の掲載案その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に申し込むものとする。

第9 広告の掲載の承諾

市長は、第8の申込みがあったときは、要綱第6に規定する西東京市広告選定委員会（以下「委員会」という。）による審査を経て広告の掲載の可否について判断し、その結果を広告掲載承諾通知書又は広告掲載不承諾通知書により申込者に通知するものとする。

2 広告の掲載を適当と認める申込みが第3の枠数を超えるときは、次の表に掲げ

る順位により判断するものとする。

順位	広告内容
第1位	国、地方公共団体、公益的法人及びこれらに類するものに係る広告
第2位	市民の日常生活に関連する公共性のある私企業等で、市内に事業所等を有するものの広告
第3位	前号に掲げるもの以外の私企業等で、市内に事業所等を有するものの広告
第4位	その他掲載する広告として適当であると市長が認めるものの広告

3 市長は、前項の規定により広告の掲載順位を判断することができないときは、抽選により判断するものとする。

第10 広告の掲載枠の順位

広告の掲載を承諾された広告主（以下「広告主」という。）は、申込順に希望する掲載枠を選択するものとする。

2 広告主が辞退を申し出た場合は、その順位を順次繰り上げ広告を掲載するものとする。

第11 広告の掲載期間

広告の掲載期間は、当該広告の掲載された市民マップの改訂までとする。

第12 広告主の責務

市民マップに掲載した広告の内容は、第三者の権利を侵害しないものとし、広告主が全責任を負うものとする。

第13 広告の掲載料の納付

広告主は、第6に規定する広告の掲載料を市長が指定する期日までに一括して支払うものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第14 広告の掲載の取消し

市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載の承諾の日から市民マップの印刷の開始の日までの間に広告の掲載の承諾を取り消すことができる。

(1) 広告主が、書面により広告の掲載の辞退を申し出たとき。

(2) 広告主が、第13の市長が指定する期日までに広告の掲載料を支払わなかったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、要綱、基準及びこの要領に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しに当たり、委員会を開会し広告主から意見を聴くことができる。

3 市長は、第1項の規定により広告の掲載を取り消したときは、当該広告主にその旨通知するものとする。

第15 広告の掲載の中止

市長は、市民マップに掲載した広告が要綱第3又は基準第2の規定に違反すると認めるときは、当該広告の掲載を中止することができる。

2 市長は、前項の規定による広告の掲載の中止に当たり、委員会を開会し、広告主から意見を聴くことができる。

3 市長は、第1項の規定により広告の掲載を中止したときは、当該広告主にその

旨通知するものとする。

第 16 損害賠償

市長は、第 14 又は第 15 により市が損害を被った場合は、広告主に対し損害賠償を請求することができる。

第 17 掲載料の返還等

市長は、広告の掲載の承諾後、広告主の責めに帰さない理由により広告の掲載が中止になったときは、広告の掲載料の一部又は全部を返還することができる。ただし、返還する広告の掲載料には利子を付さない。

第 18 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。